

愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、標準型総合評価一般競争入札（標準型総合評価落札方式により落札者を決定する一般競争入札をいう。以下同じ。）を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「標準型総合評価落札方式」とは、次条に定める工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が、県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この要領において「簡易型総合評価落札方式」とは、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定）に基づく入札方式をいう。

(対象工事)

第3条 標準型総合評価落札方式は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される工事のうち、標準型総合評価落札方式によることが適当と認められる工事の入札において実施する。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 標準型総合評価一般競争入札を実施する際の学識経験者の意見聴取の実施に係る必要な事項については、簡易型総合評価落札方式の例による。

(評価項目等)

第5条 標準型総合評価落札方式における評価項目等は、別表を標準として、入札ごとに定める。ただし、選択項目については、工事目的、工事内容、施工条件等から、必要に応じて評価項目を選択し、又は配点を変更できるものとする。

(総合評価の方法)

第6条 本要領における総合評価は、次の算式により導き出された数値（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

$$\text{評価値} = \{ \text{基礎点 (100点)} + \text{加算点} \} / \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

2 前項に規定する基礎点は、入札参加資格を満たす場合に 100点を与える。

3 第1項に規定する加算点は、次の算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

$$\text{加算点} = (\text{入札参加者の技術提案の得点合計} \\ / \text{技術提案の配点合計}) \times 20\text{点}$$

(標準型総合評価一般競争入札の公告)

第7条 標準型総合評価一般競争入札を実施する場合は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 標準型総合評価一般競争入札を実施する旨
- (2) 当該標準型総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 次条に定める標準型総合評価落札方式に係る資料（以下「総合評価に係る資料」という。）の提出を求める旨、その提出期日等
- (4) その他必要と認める事項

(総合評価に係る調査資料の提出等)

第8条 入札参加者は、前条第3号の提出期日までに、総合評価に係る資料について、別添様式1により提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。

- 2 前項の規定により提出された資料について、内容を確認する必要がある場合は、当該入札参加者に対し、事情聴取を実施することがある。
- 3 第1項に規定する資料を提出しない者の行った入札は、無効とする。
- 4 いったん提出された第1項に規定する資料の訂正及び差し替えは認めない。
- 5 いったん提出された第1項に規定する資料の内容が虚偽であることが明らかとなった場合は、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）の規定に基づき、入札参加資格停止を行うことがある。
- 6 入札参加者が第1項に規定する資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者の決定方法)

第9条 標準型総合評価落札方式により落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

2 評価値の最も高い者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

3 評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

(技術提案に関する機密の保持)

第10条 技術提案が入札参加者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないよう取扱いに留意するものとする。

(適正な履行の確保)

第11条 標準型総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された技術提案の適正な履行を確保するため、受注者の責により、当該提案の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、当該工事の工事成績評定点を減点し、及び違約金を徴収する。

2 前項に規定する工事成績評定点の減点については、工事成績評定要領細則（平成22年4月1日制定）に基づき行うものとする。

- 3 第1項に規定する違約金については、次の算式により算出された金額とし、請負代金額から減額するものとする。

$$\text{違約金} = A - A \times ((B + C) / (B + D))$$

A：当初契約金額

B：基礎点 = 100点

C：施工後の実施値における加算点合計

D：当初入札時に記載した技術提案による加算点合計

(評価値の疑義照会)

第12条 標準型総合評価落札方式においては、簡易型総合評価落札方式の例による評価値の疑義照会を行わない。

(評価結果の公表)

第13条 標準型総合評価一般競争入札を実施したときは、契約締結後、別添入札結果一覧表及び評価値算出表により、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表を標準として、入札ごとに定めた評価項目等により、標準型総合評価一般競争入札を実施した理由及び落札者決定基準等を公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、標準型総合評価一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

評 価 項 目 等 (標準型)

技術提案について				／ 90	
	評価項目	着目点	評価基準	配点	得点
選択	総合的なコストの縮減に関する技術提案	工事の技術的課題を踏まえて設定 ・ライフサイクルコスト ・その他(補償費等)	技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	21~30	／ 30
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	11~20	
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえており適切である。	0~10	
選択	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	工事の技術的課題を踏まえて設定	技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	21~30	／ 30
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	11~20	
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえており適切である。	0~10	
選択	社会的要請への対応に関する技術提案	工事の技術的課題を踏まえて設定 ・環境の維持 ・交通の確保 ・特別な安全対策 ・省資源対策 ・リサイクル対策 ・その他	技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	21~30	／ 30
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	11~20	
			技術提案内容が工事の条件等を踏まえており適切である。	0~10	

(注1) 評価項目は、工事の施工条件や環境条件等から工事の技術的課題を踏まえて2項目以上設定する。

(注2) 評価項目1項目に対し、工事の技術的課題を踏まえて、着目点を3項目設定する。

(注3) 求める技術提案は、1評価項目に対し3提案とし、着目点ごとに1提案とする。

(注4) 本表は、土木工事に係る標準的な様式であり、着目点及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。

技術提案書

工事名 :

商号又は名称:

評価項目	〇〇〇〇〇について
------	-----------

提案1	着目点 ()
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	

提案2	着目点 ()
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	

提案3	着目点 ()
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	

※別添「愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式における技術提案書作成に係る注意事項について」を必ず参照のうえ、本様式の設定を変更することなく作成すること。

- 注1 技術提案は1評価項目に対し3提案とし、着目点ごとに1提案記載すること。
- 2 技術提案書(本様式)は評価項目数にかかわらず、図表を含めA4判で4ページまでとすること。
- 3 文字は、10ポイントとし、できるだけ簡潔に記載すること。
- 4 作成に当たっては、Word形式で行い、提出すること。
(Word形式以外は受付しない。)
- 5 実績及びその効果については、実績(工事名・発注者名・コリンズ番号等)及びその実際の効果を簡潔に記載すること。ただし、自社の実績がない提案の場合は、効果の技術的根拠(NETISは登録番号で可)を具体的に記載すること。
- 6 入札参加者自らが作成すること。(配置予定技術者の責任において作成されていることをいう。)

(別添)

**愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式における
技術提案書作成に係る注意事項について**

1 記載内容について

- ①技術提案は1評価項目に対し3提案とし、着目点ごとに1提案記載すること。
- ②「曖昧な表現」「履行の確実性・実効性に疑義がある内容」「工事費を圧迫し工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案」等の評価しない具体的な事例については、愛媛県のホームページ「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」（下記アドレス）に掲載している「**標準型総合評価落札方式における技術提案書評価に関する留意事項について**」を参考にすること。
- ③**入札参加者自らが作成すること**。（配置予定技術者の責任において作成されていることをいう。）
- ④実績及びその効果については、実績（工事名・発注者名・コリズ番号等）及びその実際の効果を簡潔に記載すること。ただし、自社の実績がない提案の場合は、効果の技術的根拠（NETISは登録番号で可）を具体的に記載すること。

2 様式の体裁等について

- ①本様式は、**評価項目数にかかわらず、図表を含めA4判で4ページまでとすること**。これに反して4ページを超える提出があった場合は、4ページまでを評価し、5ページ以降は評価しない。
- ②本入札公告に添付している**Word形式により、文字サイズ（10^ポイット）や行間（固定値11^ポイット）、ページ余白（上下、左右とも20mm）などの様式の設定を変更することなく作成、提出すること**。なお、提案内容を記載する欄の高さの変更、欄外下の※印以下文書の削除は可能であるが、その他の様式は削除不可である。
- ③「提案」の右欄は、「着目点」を見出しとして（ ）内に記載し、「当該現場の課題」～「実績及びその効果」は、できるだけ具体的かつ簡潔に記載すること。
- ④必要に応じて図表等（構造図、説明図表、施工写真等）を様式欄内に掲載してもよい。ただし、**図面等は鮮明で内容を確認できるものとする**こと。これに反して図面等が不鮮明で内容が確認できない場合は、該当の対応策は評価しない。

《愛媛県HP「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」》

<https://www.pref.ehime.jp/h10900/5737/kitei/index.html>

